実地指導結果 サービス種別:介護老人福祉施設

平成31年3月31日現在(「事業所所在地」「事業所名」は実地指導日現在)

				平成31年3月31日現在(「事業所所在地」「事業所名」	は実地指導し	<u> </u>
申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に 対する 是正状況	備考
社会福祉法 人ふるさと 自然村	南国市	特別養護老人ホームたちばなの里	H30.7.26	なし		
土佐清水市	土佐清水 市	特別養護老人ホー ムしおさい	H30.10.30	1 運営規程に変更があったにもかかわらず、その旨を届け出ていないことが認められた。2 運営規程に不足する項目(緊急時等における対応方法)が認められた。	改善済	
社会福祉法 人土佐香美 福祉会	安芸郡芸 西村	特別養護老人ホー ムウエルプラザ洋 寿荘	H31.1.31	なし		
社会福祉法 人香南会	長岡郡本 山町	特別養護老人ホー ムそよ風	H30.9.7	1 入所者の家族から苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容 等を記録していない事例が認められた。	改善済	
社会福祉法人和会	吾川郡い	特別 養護 老人ホー ム吾北荘		1 運営規程(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額)に変更があったにもかかわらず、その旨を届け出ていないことが認められた。 2 施設サービス計画の作成に当たり、入所者の同意を得ていない事例が認められた。 3 地震・津波対策について定期的な避難、救出その他必要な訓練を行っていないことが認められた。 4 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合に、市町村に連絡を行っていない事例が認められた。 5 介護報酬の算定に当たり次の(1)及び(2)のとおり不適切な事例が認められた。 (1)初期加算の算定において、短期入所生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該施設に入所した数を30日から控除していない日数で算定。 (2)栄養マネジメント加算の算定において、栄養ケア計画を入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日以前から栄養マネジメント加算を算定している。	改善済	
いの町	吾川郡い の町	いの町立特別養護 老人ホーム偕楽荘		 1 重要事項が掲示されていないことが認められた。 2 防災対策マニュアルの概要が掲示されていないことが認められた。 3 介護報酬の額の算定に当たり不適切な事例(入院・外泊時費用を算定できない入院が月をまたいだ際に、入院初日が属する月の翌月の連続する入院日において入院・外泊時費用を算定)が認められた。 	改善済	
高陵特別養 護老人ホー ム	高岡郡津 野町	特別養護老人ホー ム葉山荘	H30,8,28	なし		
社会福祉法 人黒潮福祉 会	幡多郡黒 潮町	特別養護老人ホー ムシーサイドホー ム	H30.7.19	なし		